

はなつぎ網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定

本県瀬戸内海海区におけるはなつぎ網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(使用船舶)

第1 はなつぎ網漁業に使用する船舶は総トン数9.99トン以下、馬力数110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下のものでなければならない。なお、機関については、瀬戸内海適合機関又は瀬戸内海協定機関を使用しなければならない。

(漁業種類、操業区域、漁業時期)

第2 各地区の漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第3 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第4 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

(1) 次表の左欄の地区において、それぞれ右欄に掲げる操業に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 1の地区	(1) たこつぼ漁業の操業を妨げてはならない。 (2) 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。 また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。
別表の地区欄 2の地区	(1) 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。 (2) 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。 また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

(2) 次表の左欄の地区においては、右欄に掲げる操業時間に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 2の地区	午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第5 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

(1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イのいずれかに該当する者。

ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。

イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。

(2) 優先順位 2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(3) 優先順位 3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(4) 優先順位 4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(5) 優先順位 5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。

(6) 優先順位 6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

(許可の有効期間)

第6 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第7 次のとおりの教示事項を付する。ただし第2号は、第2の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

(1) 地域で決まった同業者間の自主規制内容及び他種漁業者との操業協定事項を遵守しなければならない。

(2) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。

(3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第8 当該方針内の旧漁船法馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

2 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

附則

1 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日)から適用する。

2 「西播地域のはなつぎ網漁業許認可方針(昭和60年6月3日施行)」ほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区におけるはなつぎ網漁業に係る内規は廃止する。

別 表

	地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
1	東二見	さわら、たいはなつぎ網漁業	カンタマ灯浮標と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線及びその延長線以北の海面であって明石市大久保町谷八木川尻右岸とカンタマ灯浮標を結ぶ線から姫路市木場港口と姫路市上島を結ぶ線及び上島から180度の線までの海面。 <u>ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)</u>	4月1日から 12月31日まで
2	西播	さわらはなつぎ網漁業	姫路市広畑東防波堤灯台と同市家島町鞍掛島灯台を見通した線以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂上と明石市旧東播磨港二見西防波堤灯台(北緯34度41.53分、東経134度53.19分)を見通した線以北で、姫路港の港湾区域を除いた兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	5月6日から 7月5日まで

(注) 操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合も、操業区域には上島周辺に設定された共第68号共同漁業権の区域を含めず「ただし、共同漁業権共第68号漁業権漁場の区域を除く。」とする。